

静岡県選挙管理委員会告示第55号

市町の議会の議員及び長の選挙における投票記載所の氏名等の掲示（昭和61年静岡県選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和2年10月22日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石 健二

告示文中「別記様式によらなければならない」を「別記様式に準じて行わなければならない」に改める。